

北見市期日前投票所学生投票立会人登録要領（令和3年7月）

北見市選挙管理委員会では、若い世代の皆さんの投票率向上をめざし、学生の政治・選挙意識高揚を図るため、北見市各種選挙執行に係る期日前投票所立会人として登用する学生投票立会人の登録制度を設けています。

1. 登録資格

- (1) 北見市内に住所を有し、北見市選挙人名簿登録されている学生（登録予定者含む。30歳未満に限る。）
- (2) 特定の候補者の選挙運動や政治活動を行っていない方

2. 投票立会人の職務内容

- (1) 投票手続き全般について、適正に行われているか立ち会うこと。
(投票用紙の交付、投函、持ち帰り等の確認)
- (2) 投票録等に署名すること。

※注意事項：投票立会人は、法律に規定された非常勤の特別職公務員となりますので、投票の秘密等守秘義務が生じます。従事期間中は、投票管理者の指示に従い、静粛に上記職務に専念していただくほか、食事等指定された休憩時間及びトイレ以外での離席は原則不可とします。また、感染症対策を徹底するため、従事日当日に高熱や体調不良がある場合は、必ず申し出いただき、症状によっては従事をご遠慮いただきます。

3. 報酬等

- ㊦北見第1（8:15～20:15 従事） 9,600円
 - ㊧北見第1（8:15～21:15 従事） 10,420円
 - ㊨北見第2（8:45～20:15 従事） 9,170円
- ※交通費・食事経費は別途支給

4. 予定選挙

選挙種別	実施予定時期 (選挙期間)	登録 期限	期日前投票所（設置場所）	従事時間予定
衆議院議員総選挙	※任期満了時は満了日 (R3.10.21)前30日前 ～満了日までに実施予 定、解散時は解散日から 40日以内に実施予定。 (11日間)	随時 登録	◆北見第1（市内中心部 (市役所庁舎予定)） ◆北見第2（市内中心部 以外（東相内地区住民セ ンター予定)）	◆北見第1 (8:15～20:15) ◆北見第1 (最終2日間 8:15～ 21:15)
北見市議会議員選挙	※任期満了日(R4.4.8) 前30日前～満了日までに 実施予定。 (6日間)			◆北見第2 (8:45～20:15)
参議院議員通常選挙	※令和4年6～7月頃 (16日間)			

※上記期日前投票所2箇所、開設日1日毎に1名の学生立会人を配置予定。

5. 登録方法等

別紙「登録申込書」に必要事項を記載し選挙管理委員会事務局へ申込願います。(郵送・fax・メール提出可)

【提出先】〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1 北見役所本庁舎4階

北見市選挙管理委員会事務局

Tel : 25-1191 / fax : 61-7400 / E-mail : senkan@city.kitami.lg.jp

登録申込書は、北見市ホームページからダウンロードするか、選挙管理委員会事務局までへ電話等で直接請求して入手してください。

申込された方の住民登録及び選挙人名簿登録の有無を確認の上、学生投票立会人候補者名簿に登載させていただきます。

6. 登録期間及び選考方法

(1) 登録期間

この登録は、①卒業等により学生でなくなる、②転出等により北見市の選挙人名簿から抹消される、③辞退届が提出される、のいずれかに該当するまで継続します。

(例) 令和3年4月に大学1年で申し込みをされた場合、転出・退学等を除いて、卒業予定年度である令和6年度末(令和7年3月31日)までが登録期間の基本となります。

(2) 選考方法

選挙が行われる毎、登録された方へ立会人業務の具体的日程・場所を提示し従事可能か確認します(概ね選挙期間の1月～2月前)。

なお、選挙種別により選挙期間が異なるため、登録者全員に従事していただけない場合がありますので予めご了承ください。